

「JNL A登録の一般要求事項（JNRP21）第21版（案）」にかかるご意見と回答について

No.	ご意見 ※	ご回答
1	<p>改正文書案の7.8.2④に、試験証明書への記載事項として「製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録の名称、識別、特徴及び状態」が要求されていますが、この記載内容が試験所によって曖昧になっていると思います。ISO/IEC 17025：2017にも品目の記述、明確な識別をするよう7.8.2.1g)に定められています。</p> <p>次の文書に「その鉱工業品にJISがあれば、その名称(呼び名)はその製品規格の呼び名に従う。」といった内容を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【該当文書】 JNRP21 JNLA登録の一般要求事項（第21案） JNRP23 JNLA認定の一般要求事項（第4版案）</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>検討の結果、下記の理由からJISに規定されている名称や呼び名の使用を要求することが難しいため、JNRP21 JNLA登録の一般要求事項（第21案）7.8.2④、JNRP23 JNLA認定の一般要求事項（第4版案）7.8.2④に「注記：JISに規定されている名称や呼び名を使用することが望ましい。」を加えることといたします。</p> <p>（理由） 産業標準化法に基づく試験事業者等に関する省令第4条第1項には「鉱工業品又は電子的記録の名称、識別、特徴及び状態」の表記にJISに規定されている名称や呼び名を使用しなければならない旨が規定がなく、ISO/IEC 17025：2017 7.8.2.1g)にも国家規格などで定められた名称や呼び名を使用しなければならない旨の規定がないため、過剰要求となる。</p> <p>注) 最終的な修正文面は、NITE内で精査したうえ、変更する可能性がございます。</p>
2	<p>3. 事業の廃止及び試験所の移転（法第61条）(1)の3行目で『（試験所を移転する場合を含む）』とありますが、“試験所が移転する場合”の扱いが変更された理由が不明りょうです。文書（JNRP21）末の「主な改正内容」あるいは、改正時の案内や説明会等で、もう少し詳しい説明があるとよいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>当該変更は、所管官庁による試験所移転手続きに係る法解釈による変更ですので、主な改正内容に「所管省庁による法解釈の明確化に伴い、」を加える予定です。</p> <p>注) 最終的な修正文面は、NITE内で精査したうえ、変更する可能性がございます。</p>

3	<p>主な改正内容で <u>◆試験所の移転については変更届の対象から削除し、登録更新の申請に変更</u> とありますが、JNRP21【改正案】で、移転の場合の扱いは「廃止の届出」と「登録の新規」となっております。</p> <p>主な改正内容としては <u>◆試験所の移転については変更届の対象から削除し、廃止届の申請に変更</u> または <u>◆試験所の移転については変更届の対象から削除し、廃止届の申請及び新規登録に変更</u> で如何でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、適切な記載ではございませんでした。</p> <p>該当箇所を「(略)廃止届の申請及び登録の申請に変更」と修正いたします。</p> <p>注) 最終的な修正文面は、NITE内で精査したうえ、変更する可能性がございます。</p>
---	--	---

※ご意見の原文をから、個人を特定できる情報などを削除・修正しています。